令和９年度

自動販売機設置事業者募集案内書

受付期間　令和８（2026）年11月19日まで
入札書提出期限　令和８（2026）年12月９日まで
開札日　令和８（2026）年12月10日

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

０１１－５１２－７３３０（電　話）

０１１－５１２－７１１０（ＦＡＸ）

お申込みの前には必ずこの案内書をお読み下さい。

目　　次

ページ

◇ **令和９年度　自動販売機設置事業者募集のご案内**

自動販売機設置事業者募集のご案内……*１～２*

自動販売機設置事業者募集要項……*３*

１　　募集する物件……*３*

２　　応募資格要件……*３*

３　　応募申込手続……*４*

４　　入札書の提出期限及び開札の日時、場所……*５*

５　　入札保証金……*５*

６　　入札の手続き……*６*

７　　落札者の決定……*７*

８　　契約の締結等……*７*

９　　その他……*８*

10　　募集に関する問い合わせ先……*８*

市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書……*９*

入札書……*１０*

委任状……*１１*

入札辞退届……*１２*

還付申出書……１３

公有財産貸付申請書……１４

誓約書……１５

貸付契約書（自動販売機）案……１６～２５

提出する書類のチェック表……２６

仕様書及び貸付案内図面……２７～３３

令和９年度　自動販売機設置事業者募集のご案内

申込みから契約締結までの流れ

【募集要項を熟読する】 この案内書を最後までよく読んで、お申込みに備えて下さい。	全32ページ 配布（公表）開始日は、 令和８年10月29日～

▼

【貸付物件を現地で確認する】 申込書類の提出前に、必ず現地を確認して下さい。	貸付案内図面 別紙１～２

▼

【申込書類を準備して提出する】 法人・個人の別によって、提出書類が変わります。 札幌市教育委員会中央図書館運営企画課（３階）まで持参又は郵送して下さい。 持参の場合、平日の8時45分～17時15分までとなります。 後日、入札参加者資格等の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書等を送付いたします。	申込書類の提出 令和８年11月19日まで 入札参加資格者証・入札保証金納付書等の送付 令和８年11月24日以降

▼

【入札保証金を納める】 入札に参加するには、札幌市が定めた期日までに入札保証金を納めて下さい。※入札保証金は免除できる場合があります。	令和８年12月８日まで

▼

【入札に参加する】 入札書提出期限までに、持参又は郵送により、入札書を提出してください。入札に必要な書類を各種ご用意下さい。 持参の場合、平日の8時45分～17時15分までとなります。	入札書提出期限：令和８年12月９日(水)17時00分まで 開札日時：令和８年12月10日 物件番号１＝10時00分 物件番号２＝10時30分

▼

【契約保証金を納入及び入札保証金の還付申出】 落札者には、貸付申請書等の書類と契約保証金の納付書を送付いたしますので、指定した期日までに書類の提出と納入を済ませてください。※契約保証金は免除できる場合があります。（入札保証金は契約保証金に充当することといたします。） なお、落札しなかった方の入札保証金は、入札終了後に返還いたしますので、還付申出書を提出して下さい。ただし、落札者が後にその資格を取消された場合の入札保証金は札幌市に帰属します。	契約保証金の納付 別途指定の日まで 提出書類 別途指定の日まで 入札保証金の還付 還付申出書提出後概ね１ヵ月後

▼

【貸付契約を締結する】 契約保証金の納付確認後、貸付契約を締結します。 （違約により契約が解除となった場合、納付済みの契約保証金は、札幌市に帰属します。）	令和９年１月13日（予定）まで

▼

【施設管理者との打ち合わせ】 自動販売機を設置する箇所の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法など取り決めを行って下さい。	令和９年１月20日（予定）まで

自動販売機設置事業者募集要項

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課では、自動販売機設置事業者を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1　募集する物件

（1）物件一覧

物件番号	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積	販売品目	最低貸付価格・税抜（年　額）	売上参考（年間売上額）
1	札幌市中央図書館 札幌市中央区南22条西13丁目1-1	地下1階（右側）	0.84㎡	清涼飲料水	15,600円	1,017,005円
2		地下1階（左側）	0.73㎡	清涼飲料水	15,600円	1,014,600円

※　貸付面積には、電源接続部分及び放熱スペース等を含みます。

※　売上参考については参考数値（令和７年度）であり、今後における売上げ等を保証するものではありません。

（2）物件の名称

上記「物件一覧」の物件番号ごとに募集します。

※　物件番号１と物件番号２の申込みを重複して行うことはできません。これは、互いに近接している自動販売機を異なる落札者に決定することで、施設利用者の利便性に配慮するものです。

（3）貸付期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３年間）とします。

※　貸付期間満了後の更新は行わないこととします。

（4）貸付料

貸付料は、入札金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、（３）の貸付期間で計算した合計額となります。

※　消費税率の見直しにより貸付料変更の改定契約を締結する場合があります。

（5）貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2　応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

（2）令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）

（3）札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

（4）前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。

（5）公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

（6）上記（５）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

（７）札幌市税の未納がないこと。
（８）その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

３　応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出してください。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申込みください。

（１）受付期間

令和８年10月29日(木)から令和８年11月19日(木)までの平日8時45分から17時15分まで（12時15分～13時00分を除く）　※郵送の場合は、申込期限必着とします。

（２）提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

（３）提出先

ア　提出先の名称

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

イ　提出先の所在地

〒064-8516

札幌市中央区南22条西13丁目1-1　札幌市中央図書館３階事務室

（４）提出書類

ア　申込者が法人の場合

（ア）参加申込書

（イ）登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）

（ウ）代表者印の印鑑証明書

（エ）札幌市税の納税証明書

◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書（指名願）」を、「自販機設置業者募集参加申込のため（札幌市提出用）」として請求し、１部提出してください。

※　各市税事務所または市役所本庁舎２階市税証明窓口で取得してください（区役所及び出張所では取得できません）。

法人設立後一度も決算期を迎えていない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出してください。

（オ）前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

イ　申込者が個人の場合

（ア）参加申込書

（イ）印鑑登録証明書

（ウ）札幌市税の納税証明書

◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書（指名願）」を、「自販機設置業者募集参加申込のため（札幌市提出用）」として請求し、１部提出して

ください。

※　各市税事務所または市役所本庁舎２階市税証明窓口で取得してください（区役所及び出張所では取得できません）。

過去に札幌市に居住していない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出してください。

（エ）身分証明書

◆　破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）

◆　住民票記載事項証明書

（オ）前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

※　参加申込書は、申込みいただく希望箇所にレ点を付けて提出して下さい(重複不可に注意)。

※　証明書等の書類について

上記で提出いただく「登記事項証明書」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」はいずれも発行後３か月以内のもの（複写したものは不可）を提出して下さい。

※　提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

※　札幌市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出して頂くことがあります。

（５）審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

４　入札書の提出期限及び開札の日時、場所

（１）入札書類の提出場所

上記３（３）に同じ

（２）入札書の提出期限

令和８年12月９日（水）17時00分まで

（３）入札書の提出方法

直接持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年12月10日〇時〇分開札 自動販売機入札書在中」と表記のうえ、提出してください。

郵送の場合は、二重封筒とし、外封に連絡先（氏名については、法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年12月10日〇時〇分開札 自動販売機入札書在中」と表記のうえ、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、提出期限までに送付してください。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。

（４）開札の日時　令和８年12月10日（木）

ア　物件番号１　10時00分

イ　物件番号２　10時30分

（５）開札の場所　札幌市中央図書館３階研修室A

※本入札は開札前に提出期限を定めた入札であるため、原則として入札者の立ち会いは不要です。

５　入札保証金

入札保証金は、最低貸付価格×３年分の１００分の３の額（※円未満切上げ）となります。

納めていただいた入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還いたしますが、落札を取り消された方の入札保証金は、札幌市に帰属することとなります（下記７参照）。また、落札者については契約保証金に充当することとします。

この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付しません（後日、郵便局以外の指定金融機関にお振込みします。）。

なお、過去２年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績（目的外使用許可を含む）がある場合は、この保証金を免除しますので、当該契約書等の写しを参加申込書と併せて提出して下さい。

６　入札の手続き

（１）入札方法

ア　入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札参加資格者証等を送付しますので、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、提出期限までに持参又は送付してください。

イ　代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。

ウ　入札書に記載する入札金額は、**１年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）**を記載してください。

なお、１－（１）の「物件一覧」の最低貸付価格には**消費税及び地方消費税に相当する額は含まれておりません。**

また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。

（２）　無効となる入札

ア　入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ　入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

ウ　記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ　鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ　入札者（代理人）が２通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

カ　他の入札者の代理人を兼ね、又は２者以上の代理人として入札したときのその全ての入札

キ　その他入札に関する条件に違反した入札

（３）開　札

開札は、入札の終了後、入札者及び立会人の面前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。

（４）辞　退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができます。

７　落札者の決定

落札者は、最低貸付価格（年額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格（年額）の入札を行った方とします。

※　落札した後に参加資格がないことが明らかになったとき、落札者が契約の締結を辞退したとき、指定した期日までに契約を締結しないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、入札価格の高い方の順（開札時に読み上げた方）に落札者を決定します。

また、最高価格（年額）で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

※　落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出してください。

- 公有財産貸付申請書
- 誓約書
- 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法等）の関係書類

８　契約の締結等

（１）契約の締結

落札者は、公有財産貸付申請書等の提出の上、札幌市と市有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。貸付契約書の様式は、１６ページから２５ページまでのとおりで、**契約は総価（落札金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、１（３）貸付期間で計算した合計額）**で行います。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項に基づき、今後３年間、札幌市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

（２）契約保証金

ア　本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入していただきます。当該保証金の金額は契約金額の１００分の１０（円未満切上げ）の額としますが、納入済の入札保証金はこれに充当することとします。

イ　この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年１４．６％の割合で計算した額を延滞金としてお支払いただきます。

ウ　契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ　契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。

オ　落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属することになります。

※　契約保証金は札幌市契約規則第25条の規定により免除できる場合があります。

９　その他

（１）事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

（２）本入札案内書に定めるもののほか、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。

（３）入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

（４）入札において、２に規定する資格を有しない方のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

１０　募集に関する問い合わせ先

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係
TEL： 011-512-7330
FAX： 011-512-7110
E-mail: chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

令和９年度
市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書
（中央図書館施設内自動販売機）

令和８年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　所
商号又は名称
代表者氏名

事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付（中央図書館施設内自動販売機）

入札に参加を希望する箇所
（いずれかの□内にレ点を付けて下さい。両方の参加申し込みはできません。）

□　物件番号１　　札幌市中央図書館地下１階（右側）

□　物件番号２　　札幌市中央図書館地下１階（左側）

令和８年11月19日申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入　札　書

入札金額	金　　円
調達件名	一般競争入札による市有財産の貸付 （中央図書館施設内自動販売機） **【物件番号　　】**

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、先に提出した参加申込書の誓約、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

令和８年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
入　札　者　　商号又は名称
職・氏　　名　　印

入札代理人　　氏　　名　　印

備考１　代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
２　代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委　任　状

令和８年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
委任者　　商号又は名称
職・氏　　名　　印

調達件名　一般競争入札による市有財産の貸付（中央図書館施設内自動販売機）

【物件番号　　】

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者　　氏　名　　印

備考１　代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
２　委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

入 札 辞 退 届

年　　月　　日

（あて先）

札幌市長

住　　所

商号又は名称

職・氏　　名　　印

入札日時　　年　　月　　日　　時　　分

調達件名　一般競争入札による市有財産の貸付（中央図書館施設内自動販売機）

【物件番号　　】

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考　提出先は、契約担当課とする。

令和　　年　　月　　日

（宛て先）札幌市長

申出人

還　付　申　出　書

この度生じました入札保証金の還付受取りにつき、下記の口座への振込みを希望します。

記

1. 還付金発生理由及び金額

(1)還付金発生理由

市有財産の貸付にかかる一般競争入札における落札者に該当せず、
また、入札の失格者とならないため。

(2)還　付　金　額　　円

2. 還付金受取人の住所及び氏名

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 還付先口座

金融機関　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預金種目　当座・普通

口座番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口座名義人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公有財産貸付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛て先）札幌市長

申請者　住　所
氏　名
（担当者氏名　　）
電　話

下記のとおり、公有財産を借受けたいので申請します。

記

1　所在および地番　　札幌市中央図書館地下１階
札幌市中央区南22条西13丁目1-1

2　借受面積　　㎡　　※小数点以下第2位まで

3　借受目的および用途　　自動販売機設置の用として使用するもの

4　借受期間
令和９年４月１日　～　令和12年３月31日

5　借受料
円

誓 約 書

（宛て先）札幌市長

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

１　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

２　条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

３　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者

⑴　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。

⑷　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名

生年月日（法人以外の場合に記入）

年　　月　　日

貸　付　契　約　書（**自動販売機　物件番号１**）

貸付人　札幌市（以下「貸付人」という。）と借受人○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）
第２条　貸付物件は、次のとおりとする。
所 在 ・ 地 番　　札幌市中央区南22条西13丁目1-1
建 物 等 名 称　　札幌市中央図書館地下１階（右側）
貸　付　面　積　　0.84㎡

（使用目的）
第３条　借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。
２　借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、金　　円（うち金　　円については入札保証金を充当）とする。
［契約保証金は、免除する。］
（注）［　］書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。
２　借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。
３　貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19　条第３号から第７号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
４　契約保証金には、利息を付さない。
５　借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（指定用途に供すべき期日）
第５条　借受人は、貸付物件を令和９年４月１日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。
２　借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）
第６条　借受人は、貸付物件を指定期日（貸付人が前条第２項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間等）

第７条　貸付期間は、令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３年間）とし、更新は行わないものとする。

（貸付料等）

第８条　貸付料は、令和９年４月１日から令和12年３月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年 次 期 間 貸 付 料

年　次	期　　間	貸　付　料
第１年次	自 令和　９年　４月　１日 至 令和　10年　３月31日	円
第２年次	自 令和　10年　４月　１日 至 令和　11年　３月31日	円
第３年次	自 令和　11年　４月　１日 至 令和　12年　３月31日	円

２　借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

（貸付料等の支払方法）

第９条　借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年　次	回　数	納 入 金 額	納 入 期 限
第１年次	第１回	円	令和　９年　５月末日
	第２回	円	令和　９年　８月末日
	第３回	円	令和　９年　11月末日
	第４回	円	令和　10年　２月末日
	計	円	
第２年次	第１回	円	令和　10年　５月末日
	第２回	円	令和　10年　８月末日
	第３回	円	令和　10年　11月末日
	第４回	円	令和　11年　２月末日
	計	円	
第３年次	第１回	円	令和　11年　５月末日
	第２回	円	令和　11年　８月末日
	第３回	円	令和　11年　11月末日
	第４回	円	令和　12年　２月末日
	計	円	

２　電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

（延滞利息）

第10条　借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

（貸付料の改定）

第11条　貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第８条第１項の貸付料の額が不適当となったときは、第７条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができ

る。

（契約不適合責任等）
第12条　借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

（使用上の制限等）
第13条　借受人は、貸付物件を第３条に定める目的以外に使用してはならない。

（転貸・譲渡等の禁止）
第14条　借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

（物件保全義務）
第15条　借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。
２　前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

（住所等の変更の届出）
第16条　借受人は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

（滅失又は損傷の通知）
第17条　借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（実地調査等）
第18条　貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除等）
第19条　貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。
(1)　貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
(2)　貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
(3)　借受人が第３条に定める用途以外の用途に供したとき。
(4)　借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
(5)　借受人が貸付料を滞納したとき。
(6)　借受人が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（借受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定す

る暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用などしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7)　その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（貸付料の不還付）

第20条　前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第１号及び第２号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

（貸付物件の返還）

第21条　貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第22条　借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

２　第19条第３号から第７号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条　借受人は、貸付期間が満了した場合、又は第19条第３号から第７号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

（契約の費用）

第24条　この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第25条　この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条　この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を２通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

貸付人　　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市
代表者　市長　　秋元　克広

借受人

貸　付　契　約　書（**自動販売機　物件番号２**）

貸付人　札幌市（以下「貸付人」という。）と借受人○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）
第２条　貸付物件は、次のとおりとする。
所 在 ・ 地 番　　札幌市中央区南22条西13丁目1-1
建 物 等 名 称　　札幌市中央図書館地下１階（左側）
貸　付　面　積　　0.73㎡

（使用目的）
第３条　借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。
２　借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、金　　円（うち金　　円については入札保証金を充当）とする。
［契約保証金は、免除する。］
（注）［　］書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。
２　借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。
３　貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19　条第３号から第７号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
４　契約保証金には、利息を付さない。
５　借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（指定用途に供すべき期日）
第５条　借受人は、貸付物件を令和９年４月１日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。
２　借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）
第６条　借受人は、貸付物件を指定期日（貸付人が前条第２項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間等）

第７条　貸付期間は、令和９年４月１日から令和12年３月３１日まで（３年間）とし、更新は行わないものとする。

（貸付料等）

第８条　貸付料は、令和９年４月１日から令和12年３月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年 次 期 間 貸 付 料

年　次	期　　間	貸　付　料
第１年次	自 令和　９年　４月　１日 至 令和　10年　３月31日	円
第２年次	自 令和　10年　４月　１日 至 令和　11年　３月31日	円
第３年次	自 令和　11年　４月　１日 至 令和　12年　３月31日	円

２　借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

（貸付料等の支払方法）

第９条　借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年　次	回　数	納 入 金 額	納 入 期 限
第１年次	第１回	円	令和　９年　５月末日
	第２回	円	令和　９年　８月末日
	第３回	円	令和　９年　11月末日
	第４回	円	令和　10年　２月末日
	計	円	
第２年次	第１回	円	令和　10年　５月末日
	第２回	円	令和　10年　８月末日
	第３回	円	令和　10年　11月末日
	第４回	円	令和　11年　２月末日
	計	円	
第３年次	第１回	円	令和　11年　５月末日
	第２回	円	令和　11年　８月末日
	第３回	円	令和　11年　11月末日
	第４回	円	令和　12年　２月末日
	計	円	

２　電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

（延滞利息）

第10条　借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

（貸付料の改定）

第11条　貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第８条第１項の貸付料の額が不適当となったときは、第７条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができ

る。

（契約不適合責任等）
第12条　借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

（使用上の制限等）
第13条　借受人は、貸付物件を第３条に定める目的以外に使用してはならない。

（転貸・譲渡等の禁止）
第14条　借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

（物件保全義務）
第15条　借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。
２　前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

（住所等の変更の届出）
第16条　借受人は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

（滅失又は損傷の通知）
第17条　借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（実地調査等）
第18条　貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除等）
第19条　貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。
(1)　貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
(2)　貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
(3)　借受人が第３条に定める用途以外の用途に供したとき。
(4)　借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
(5)　借受人が貸付料を滞納したとき。
(6)　借受人が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（借受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定す

る暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用などしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7)　その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（貸付料の不還付）

第20条　前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第１号及び第２号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

（貸付物件の返還）

第21条　貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第22条　借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

２　第19条第３号から第７号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条　借受人は、貸付期間が満了した場合、又は第19条第３号から第７号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

（契約の費用）

第24条　この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第25条　この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条　この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を２通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

貸付人　　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市
代表者　市長　　秋元　克広

借受人

提出する書類のチェック表

●参加申し込み時

法　人　の　方	個　人　の　方
□参加申込書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類	□参加申込書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類
□登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）	□身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
□代表者印の印鑑証明書	□印鑑登録証明書
□札幌市税の納税証明書（指名願）	□札幌市税の納税証明書（指名願）
	□住民票記載事項証明書

●入札書提出日当日

□　入札参加資格者証（本書）
□　入札保証金に係る領収済通知書（納人控）
※コピーは不可
※入札保証金免除の方は不要
□　入札書（１０ページ）
※金額、物件番号、年月日、住所、商号又は名称、職・氏名の記載漏れ及び押印漏れのないもの
□　委任状（１１ページ）
※代理人が入札する場合は必要
□　還付申出書（１３ページ）

仕様書（自動販売機　物件番号１）

１ 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

（２）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他

「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

２ 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS　規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとすること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとすること。

（２）自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

３ 貸付料

市が設定する最低貸付価格（年額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（年額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、貸付期間で計算した合計額とする。

４ 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

５ 売上手数料

徴収しない。

６ 売上状況の報告

毎年10月末日及び４月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

７ 費用負担

（１）自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

（２）電気等の使用量を計測するためのメーターは、設置者に置いて負担する。なお、設置にあたっては札幌市の指示に従うものとする。

８ 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

９ 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

（１）札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。

（２）設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕様書（自動販売機　物件番号２）

１ 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

（２）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他

「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

２ 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS　規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとすること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとすること。

（２）自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

３ 貸付料

市が設定する最低貸付価格（年額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（年額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、貸付期間で計算した合計額とする。

４ 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

５ 売上手数料

徴収しない。

６ 売上状況の報告

毎年10月末日及び４月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

７ 費用負担

（１）自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

（２）電気等の使用量を計測するためのメーターは、設置者に置いて負担する。なお、設置にあたっては札幌市の指示に従うものとする。

８ 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

９ 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

（１）札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。

（２）設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。